

「青森県」で 高病原性鳥インフルエンザ **2例目（国内では4例目）発生**

1. 農場の概要

所 在 地：青森県 青森市

11月28日の発生農場より
約300m離れた農場

飼養状況：あひる（フランス鴨）（約4,800羽）

2. 経緯

- (1) 平成28年12月2日、青森県は、死亡あひるが増加した旨の連絡を受けて、移動自粛の要請及び立入検査を実施
- (2) 一例目（11月28日発生農場）の関連農場
インフルエンザ簡易検査 → 陽性
- (3) 現在、遺伝子検査を実施中

過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等、異常を認めた場合にはすぐに家畜保健衛生所まで連絡を！

※平日時間外（午前8時30分～午後5時15分以外）や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。

飛騨家畜保健衛生所（飛騨総合庁舎内）

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

E-mail : c24508@pref.gifu.lg.jp

T E L : 0577-33-1111 (内線402)

F A X : 0577-32-9019

“飼養衛生管理基準” の遵守を！

以下の事項について、 緊急点検をお願いします！

- ◎ 野鳥・野生動物の侵入防止
防鳥ネットの確認をお願いします！



- ◎ 農場・鶏舎での出入口の消毒を徹底
消毒液はこまめに交換してください
長靴はきれいに洗浄後、消毒してください



- ◎ 関係者以外の立入制限、発生国への渡航自粛
入場者を最小限に！

- ◎ 入場者や車両についての記録・消毒の徹底
病原体の侵入防止に努めてください！